(3)　証書が五年未満の期間について発給される場合には、主管庁は、当該証書の有効期間を当初の有効期間の満了の日を超えて(1)に定める最長の期間まで延長することができる。ただし、第七規則から第九規則までに規定する検査であって証書が五年の期間について発給される場合に適用されるものが行われることを条件とする。

(4)　更新検査が完了した場合において、既存の証書の有効期間の満了の日前に新たな証書を発給し、又は漁船の船上に備えることができないときは、主管庁により権限を与えられた者又は団体は、既存の証書に裏書することができるものとし、当該証書は、当該満了の日から五箇月を超えない更なる期間効力を有する。

(5)　証書の有効期間の満了の時に漁船が自己の検査が行われる予定の港にない場合には、主管庁は、当該証書の有効期間を延長することができる。ただし、その延長は、漁船が自己の検査が行われる予定の港への航海を完了することができるようにするためにのみ、及び当該延長が適当かつ合理的であると認められる場合に限り、許与される。いかなる証書の有効期間も、三箇月を超えて延長することはできない。有効期間の延長を許与された証書を備える漁船は、自己の検査が行われる予定の港に到着した後、新たな証書の発給を受けない限り、当該延長を理由として、出港することができない。更新検査が完了した場合には、新たな証書は、延長を許与される前の既存の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(6)　主管庁が定める特別な状況においては、新たな証書の有効期間は、(2)(b)又は(5)の規定に従って既存の証書の有効期間の満了の日から起算することを要しない。この特別な状況において、新たな証書は、更新検査の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(7)　年次検査、中間検査又は定期的検査が関係する規則に定める期間前に完了する場合には、次の規定を適用する。

(a)　関係する証書に示された検査基準日については、裏書することにより、検査の完了の日の後三箇月を超えない日に改める。

(b)　関係する規則に規定するその後の年次検査、中間検査又は定期的検査については、新たな検査基準日を用いることによって当該規則に規定する間隔で完了するものとする。

(c)　証書の有効期間の満了の日については、適当な場合には、一以上の年次検査、中間検査又は定期的検査が関係する規則に規定するこれらの検査の最大の間隔を超えないように行われることを条件として、変更しないでおくことができる。

(8)　第十一規則又は第十二規則の規定に基づいて発給された証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。

(a)　第七規則(1)、第八規則(1)及び第九規則(1)に定める期間内に関係する検査が完了しない場合

(b)　証書がこの附属書の規則に従って裏書されない場合

(c)　漁船がその移転により他の国を旗国とすることとなる場合。新たな証書は、これを発給する政府が当該漁船が第十規則(1)及び(2)に定める要件を満たしていると十分に認める場合にのみ、発給する。締約国間において漁船が移転される場合において、移転後三箇月以内に要請を受けたときは、当該漁船の移転前の旗国の政府は、できる限り速やかに、移転前に当該漁船が有していた証書の写し及び入手可能なときは、関係する検査報告書の写しを主管庁に送付する。

第十四規則　証書及び設備の記録の様式

証書及び設備の記録は、この議定書の附属書の付録に定めるひな形に対応する様式で作成する。これらの文書には、使用される言語が英語及びフランス語のいずれでもない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を含める。

第十五規則　証書の提示

第十一規則及び第十二規則の規定に基づいて発給される証書は、検査のため船上においていつでも容易に提示することができるようにしておく。

第十六規則　証書の認容

締約国の権限に基づいて発給される証書は、この議定書に定める全ての目的のため、他の締約国によって認容される。これらの証書は、他の締約国により、当該他の締約国が発給する証書と同一の効力を有するものとされる。

第十七規則　特権

この議定書に基づく特権は、漁船が適正かつ有効な証書を備えていない限り、主張することができない。

第五章　防火、火災探知、消火及び消防

A部　一般

第一規則　一般

5

(1)　第一規則を次のように改める。

この章の規定は、別段の明示の定めがない限り、長さ四十五メートル以上の新船について適用する。

(2)　居住区域及び業務区域については、次のいずれかの保護方式を採用する。

(a)　IF方式

全ての内部仕切り隔壁を不燃性の「B」級仕切り又は「C」級仕切りのものとした構造によるもの。一般に居住区域及び業務区域に火災探知装置又はスプリンクラー装置を備えない。

(b)　IIF方式

火災の発生するおそれのある全ての場所に火災の探知及び消火のための自動スプリンクラー装置（火災警報装置を内蔵するもの）を備えるもの。内部仕切り隔壁の型には、一般に制限を設けない。

(c)　IIIF方式

火災の発生するおそれのある全ての場所に自動火災警報探知装置を備えるもの。内部仕切り隔壁の型には、一般に制限を設けない。ただし、いかなる場合においても、「A」級仕切り又は「B」級仕切りで仕切られる居住区域の面積は、五十平方メートルを超えてはならない。もっとも、主管庁は、公共室についてこの面積を増大することができる。

(3)　機関区域、制御場所等の境界隔壁の構造及び防熱における不燃性材料の使用の要件並びに階段囲壁及び通路の保護の要件は、(2)に規定する三の方式の全てに共通とする。

第七章　救命設備

B部　漁船の要件

第五規則　救命用の端艇及びいかだ並びに救助艇の数及び型

6

(4)　の次に次の新たな(5)から(7)までを加える。

(5)　(3)(a)の規定によって要求される措置が漁船の通常の運航を妨げる場合には、主管庁は、その要件を満たすことに代えて、漁船の片舷からのみ進水させることができる救命用の端艇又はいかだを漁船に積載することを決定することができる。当該救命用の端艇又はいかだの収容能力の合計は、総乗船者数に相当する数の人員を収容するために十分な収容能力を有する救命用の端艇又はいかだを安全かつ迅速に進水させることができる漁船の反対舷へ容易に移動することができることを条件として、総乗船者数の少なくとも二倍に相当する数の人員を収容するために十分なものとする。

(6)　いずれか一の救命用の端艇又はいかだが喪失し、又は使用不可能となった場合においても総乗船者数に相当する数の人員を収容するために十分である救命用の端艇又はいかだ（いずれかの舷において使用することができるものとし、反対舷へ移動し得る位置に積み付けるものを含む。）を積載する。反対舷への移動は、一の開放された甲板において容易に行われるものとし、また、全ての救命用の端艇又はいかだには、引っ掛かりを避け、及び展張を容易に行うために、障害物がないようにする。